

輸 入 動 物 届 出 業 務

1. 沿 革

我が国では、平成 17 年 9 月 1 日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）に基づく輸入禁止等の措置及び狂犬病予防法に基づく犬・猫等の検疫措置に加え、新たに感染症法に基づき、動物を輸入しようとする者に対し、数量等の必要な届出と共に、輸出国で衛生管理を行い感染症の臨床症状がなかった旨の衛生証明書の添付を義務付ける輸入届出制度を創設し導入することとなった。

その背景として、当該制度創設前には、感染症法及び狂犬病予防法に基づき、危険性が明らかになった一部の動物種※について輸入禁止又は検疫の措置を科していたが、それ以外の危険性が不明な動物種については、何ら規制が科せられないまま、世界各地から多種かつ膨大な数量の動物（野生動物を含む）が家庭用のペット等として我が国に輸入される状況であったことが挙げられる。

※ 輸入禁止：サル、プレーリードッグ、イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、ヤワゲネズミ、コウモリ
輸入検疫：イヌ、ネコ、キツネ、スカンク、アライグマ、サル（試験・研究・展示用に限り、一部地域のサルに対して輸入検疫を実施）

2. 制度概要

（1）届出制度対象動物

生きた陸生哺乳類、鳥類並びに齧歯目及びうさぎ目（ナキウサギ科に限る、以下、同じ。）の死体であって、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法の検疫対象動物を除くものとしており、商業用、試験研究用に輸入するのみならず、個人のペットなどすべてが届出の対象となっている。また、我が国では、ペットの餌用などに齧歯目の動物の死体が輸入されており、これらについても感染症を媒介するおそれがあることから届出対象とされた。

（2）届出に必要な書類

届出書（2 部）、輸出国政府機関発行の衛生証明書、船荷証券又は航空運送状の写し及び届出者の身元確認のための書類が必要となる。なお、高度な衛生管理のなされた齧歯目（実験動物）については、微生物検査結果書**の提出が必要となる。

輸入者は以上の書類を輸入の都度、日本への到着後遅滞なく、到着港を管轄する検疫所に提出しなければならない。

※※ 微生物検査結果書：感染性の疾病の病原体に関する検査の結果、当該届出動物等が感染性の病原体を媒介するおそれがないものと認められる旨を証する書面

（３）届出書類の審査

提出された届出書類の審査は検疫所職員が行い、書類に不備がない場合は届出受理証を交付する。書類に不備があった場合は、不備事項が改善されるまでの間、当該動物は、保税地域に止め置かれることとなる。また、届出内容が法令に適合しない場合は、検疫所が届出者に対して当該動物を衛生的観点から適正に処理するよう指示し、届出者は、自らまたは他人に委託して適正な処理（輸出国への積戻し等）を行わなければならない。

（４）検疫所の届出窓口における事前対応

届出内容の不備による届出動物の処理の未然防止及び届出受理証の迅速かつ円滑な交付に資するため、輸出国政府機関が発行した（する予定の）衛生証明書の事前の確認を行っており、輸出国で届出動物を航空機に搭載する前に、荷送人等から事前にファクシミリ等で取り寄せ、不備事項の有無について事前確認を受けることを輸入者に勧めている。

以上、本制度は、輸出国において適切な衛生管理がなされた動物を輸入させることにより、動物由来感染症の侵入を防止すると共に、届出者の身元確認を行うことにより、仮に国内で輸入動物が原因となる感染症が発生した際の、迅速な追跡調査を可能としている。本制度により、輸入されている動物の実績や衛生状況を把握することは、我が国にとって輸入動物が原因となる感染症予防の観点から不可欠なものとなっている。

３．令和３年の輸入動物届出状況について

（１）分類別の届出状況 （表１）

動物の届出件数は 2,455 件であり、届出数量は 6,598,612 頭羽であった。内訳は哺乳類の届出件数 1,957 件、届出数量 307,212 頭であった。鳥類の届出件数 450 件、届出数量 5,619 羽であった。齧歯目等の死体の届出件数は 48 件、届出数量は 6,285,781 頭であった。

（２）年次別の届出状況 （表２）

年次別の届出状況をみると、総届出件数の対前年比は 77%、総届出数量の対前年比 121%であった。哺乳類の対前年比では、届出件数は 91%、届出数量は 103%であった。鳥類の対前年比では、届出件数は 46%、届出数量は 60%であった。齧歯目の死体の対前年比では、届出件

数は 117%、届出数量は 122%であった。

(3) 検疫所別の届出状況 (表 3)

検疫所別に届出件数をみると、成田空港の 1,423 件 (58.0% : 総届出件数に対する割合) が最も多く、次いで関西空港の 765 件 (31.2%)、中部空港 121 件 (4.9%)、大阪 83 件 (3.4%)、羽田空港 45 件 (1.8%)、門司 18 件 (0.7%) の順であった。

(4) 輸出国・地域別の届出状況 (表 4)

輸出国・地域別の届出件数をみると、台湾 556 件 (22.6% : 総届出件数に対する割合)、タイ 506 件 (20.6%)、チェコ 300 件 (12.2%)、米国 289 件 (11.8%)、フィリピン 166 件 (6.8%)、オランダ 151 件 (6.2%)、中国 108 件 (4.4%)、韓国 79 件 (3.2%)、ガイアナ 61 件 (2.5%)、スペイン 54 件 (2.2%) の順であった。

(5) 動物種別の届出状況 (表 5)

動物種別の届出件数をみると、哺乳類では、齧歯目 1,258 件 (64.3% : 哺乳類の総届出件数に対する割合)、有袋目 247 件 (12.6%)、食肉目 237 件 (12.1%)、食虫目 189 件 (9.7%)、貧歯目 23 件 (1.2%)、長鼻目、奇蹄目、ハイラックス目が各 1 件の順であり、鳥類では、オウム目 348 件 (77.3% : 鳥類の総届出件数に対する割合)、スズメ目 57 件 (12.7%)、キツツキ目 14 件 (3.1%)、フクロウ目 13 件 (2.9%)、タカ目 9 件 (2.0%)、ハト目 6 件 (1.3%)、キジ目 2 件、ブッポウソウ目 1 件の順である。齧歯目の死体はドブネズミの死体が 23 件、ハツカネズミの死体が 25 件となっている。

4. その他

(1) 届出書様式 (図 1)

(2) 厚生労働省ホームページ ; 動物の輸入届出制度について

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000069864.html>